

かづの土地改良区監査細則

第1条 土地改良区の業務及び財産状況の監査については、他の規定によるもの外、この細則の定めるところによる。

第2条 監事は、事業計画又は予算が適正かつ能率的に執行されているかどうかを検討し、土地改良区運営の民主化、能率化に資する趣旨に基づいて監査を執行するものとする。

第3条 監事は、協議の上監査の実施について、各監事の分担を定めることができる。ただし、このことにより各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

第4条 監事は、理事と協議の上必要と認める職員等をして、監査に関し監事の補助に当たらせることができる。

第5条 監事は、理事に対し諸帳簿、証拠書類、物件、現金及び有価証券の提示その他監査に必要な資料の提出を求め、かつ、必要と認める事項につき理事その他の責任者の立会又は説明を求めることができる。

2 前項の求めがあった場合は、これを拒むことができない。

第6条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、毎事業年度2回行うものとする。

3 臨時監査は、次の場合に行うものとする。

第7条 監査を執行する場合は、あらかじめその期日、監査事項等を理事長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合はこのかぎりでない。

第8条 業務の監査は、概ね次の事項について実施するものとする。

- 1) 法令及び定款並びに規約等と事務の適合状況
- 2) 財務計画と予算編成との適合状況
- 3) 事業計画とその執行との適合状況
- 4) 予算の執行と事業の執行との適合状況
- 5) 労力の需給及び資材の入手計画と、事業計画との適合状況
- 6) 組合員の農業経営の実情に対する適応状況
- 7) 関係諸機関との連絡調整の状況
- 8) その他必要と認める事項

第9条 財産状況の監査は、概ね次の事項について実施するものとする。

- 1) 収入の調定、徴収及び滞納整理の適否
- 2) 予備費の充用及び予算流用の適否
- 3) 収入、支出、現金及び預金の出納保管に関する状況
- 4) 借入金の償還状況
- 5) 財産の管理状況
- 6) その他必要と認める事項

第10条 監事は、監査を終了した時は、速やかにその結果の判定並びに報告及び公表すべき事項等を作成し、監事会の協議に付さなければならない。

第11条 監事は、監事会の協議を経た後でなければ、監査の結果を外部に公表しないものとする。

附 則

この細則は、平成15年 6月26日から施行する。